

新	旧
<p data-bbox="557 722 1101 827">別冊給水装置工事施行基準 四條畷水道事業</p> <p data-bbox="655 1436 1003 1520">令和8年4月 四條畷水道センター</p>	<p data-bbox="1863 722 2407 827">別冊給水装置工事施行基準 四條畷水道事業</p> <p data-bbox="1961 1436 2309 1520">令和7年4月 四條畷水道センター</p>

新	旧
<p>3. 手続 3.2 申請場所(P.14) 図 3-1 指定工事業者が施行する給水装置工事の全体的な流れは、次のとおりである。</p> <p>工事の受注 施主から給水装置工事の依頼を受ける</p> <p>↓</p> <p>設計 調査 ・事前調査 ・現場調査 水理計算 ・給水方式決定 ・管径選定 使用材料の選定 製図</p> <p>↓</p> <p>四條下水道センターへ 工務課窓口へ提出 申込み 申請書 ・給水装置工事申込みに係る事項①及び② ・建築確認書(写)等 ※必要添付書類は申請内容により異なる ※給水分岐工事がある場合は占用の経由</p> <p>↓</p> <p>四條下水道センター 設計審査等 ※およそ1週間程度</p> <p>↓</p> <p>納付金の納入 指定金融機関にて納入 ・加入金等</p> <p>↓</p> <p>給水分岐工事を要する場合 工事立会日 ・毎週 水・木曜日 施工日の3日前までに工務課窓口で予約(給水分岐工事立会願の提出)</p> <p>↓</p> <p>(給水分岐工事完了後)</p> <p>↓</p> <p>竣工検査の申込み 検査日 ・毎週 火・金曜日 検査前日の15時までに工務課窓口で予約 (給水装置工事竣工届及び検査願書の提出)</p> <p>↓</p> <p>※臨時栓申請は現地検査がないため手数料等納入時 (分岐工事がある場合は施工後)に竣工届の提出となる</p> <p>↓</p> <p>竣工検査 検査合格後、工務課窓口で料金担当への経由印の押印</p> <p>↓</p> <p>開栓等手続き 料金担当窓口で開栓名義変更</p> <p>↓</p> <p>引き渡し 施主へ引き渡す</p>	<p>3. 手続 3.2 申請場所(P.14) 図 3-1 指定工事業者が施行する給水装置工事の全体的な流れは、次のとおりである。</p> <p>工事の受注 施主から給水装置工事の依頼を受ける</p> <p>↓</p> <p>設計 調査 ・事前調査 ・現場調査 水理計算 ・給水方式決定 ・管径選定 使用材料の選定 製図</p> <p>↓</p> <p>四條下水道センターへ 工務課窓口へ提出 申込み 申請書 ・給水装置工事申込みに係る事項①及び② ・建築確認書(写)等 ※必要添付書類は申請内容により異なる ※給水分岐工事がある場合は占用の経由</p> <p>↓</p> <p>四條下水道センター 設計審査等 ※およそ1週間程度</p> <p>↓</p> <p>納付金の納入 工務課窓口にて納入 ・加入金等</p> <p>↓</p> <p>給水分岐工事を要する場合 工事立会日 ・毎週 水・木曜日 施工日の3日前までに工務課窓口で予約(給水分岐工事立会願の提出)</p> <p>↓</p> <p>(給水分岐工事完了後)</p> <p>↓</p> <p>竣工検査の申込み 検査日 ・毎週 火・金曜日 検査前日の15時までに工務課窓口で予約 (給水装置工事竣工届及び検査願書の提出)</p> <p>↓</p> <p>※臨時栓申請は現地検査がないため手数料等納入時 (分岐工事がある場合は施工後)に竣工届の提出となる</p> <p>↓</p> <p>竣工検査 検査内容 ・水圧検査、竣工図面の照合、残留塩素の測定 検査合格後、工務課窓口で手数料の納金</p> <p>↓</p> <p>開栓等手続き 料金担当窓口で開栓名義変更、メーターの受け取り等</p> <p>↓</p> <p>引き渡し 施主へ引き渡す</p>

新	旧
<p>7. 検査</p> <p>7.2 企業団が行う検査(P.110) (竣工検査要項)</p> <p>5. 検査内容</p> <p>給水装置工事申込書の種別(一般用・臨時用・共有管用)により検査内容が異なる。</p> <p>※水圧検査に関する作業は、指定工事業者が行う。</p> <p>(1) 一般用の場合</p> <p>標準給水装置工事施行基準、P110 の(2)竣工検査に準ずる。</p> <p>7. 開栓手続き</p> <p>検査に合格した場合、指定工事業者は「給水装置工事竣工届及び検査願」を速やかに四條下水道センター工務課窓口に持参し、料金担当への経由印を押印してもらう。</p> <p>押印後、「給水装置工事竣工届及び検査願」を料金担当窓口へ持参し、開栓手続きを行い、これを渡す。</p> <p>※臨時用メーターがある場合は、一般用への切替え手続きをする。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>7. 検査</p> <p>7.2 企業団が行う検査(P.110) (竣工検査要項)</p> <p>5. 検査内容</p> <p>給水装置工事申込書の種別(一般用・臨時用・共有管用)により検査内容が異なる。</p> <p>※水圧検査に関する作業は、指定工事業者が行う。</p> <p>(1) 一般用の場合</p> <p>① 水圧検査・水質検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道メーター取付け位置に水圧計をセットする。 ・水圧1.75Mpaで1分間以上圧力を保持し、漏水の有無を確認する。 ・残留塩素の確認 <p>② 竣工図面との照合確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給水管の管種、口径、延長、配管状況(管防護) ・給水用具の種類、位置、取付け状況 ・メーター位置、止水栓等 <p>③ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外線工事跡の確認(舗装復旧状態) ・止水栓ボックス、メーターボックスの設置状態の確認 <p>7. 工事検査手数料の納金</p> <p>検査に合格した場合、指定工事業者は「給水装置工事竣工届及び検査願」を速やかに四條下水道センター工務課窓口に持参し、工事検査手数料を納金する。</p> <p>8. 開栓手続き</p> <p>工事検査手数料を納金後、「給水装置工事竣工届及び検査願」を料金担当窓口へ持参し、開栓手続きを行い、これを渡す。</p> <p>※臨時用メーターがある場合は、一般用への切替え手続きをする。</p> <p>9. メーターの取付け</p> <p>(1) 開栓手続き終了後、メーターを受け取る。</p> <p>(2) 速やかにメーターを取り付け通水すること。また、通水後、漏水の有無を確認すること。</p>